

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

徳島国民年金 事案519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
昭和36年ころ、義姉が、私の国民年金加入手続を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、義姉に100円を渡し、義姉が納付組織の集金人に納付していた。

未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 A市区町村（現在は、B市区町村）の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和36年4月から同年12月までは国民年金強制加入期間であることが確認できる上、申立人の国民年金加入手続は、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の納付状況等から、国民年金制度発足当初になされたものと推認できることから、申立期間当時、当該期間については、国民年金保険料を納付することが可能であったと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、毎月、義姉に100円を渡し、義姉が納付組織の集金人に納付していた。」と供述しており、義姉も同様の供述をしているところ、申立人及び義姉が記憶する申立期間当時の1か月当たりの国民年金保険料額は、当時の実際の国民年金保険料額と一致する。

さらに、申立人は、「申立期間当時、近所に住んでいたC氏も同じ納付組織に所属していた。」と供述していることから、C氏へ照会したところ、「当時、私は申立人と同じ納付組織に所属していた。申立人の義姉が申立人の国民年金保険料を納付していたと思う。」と回答している。

2 一方、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの期間については、オンライン記録及びA市区町村の申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、同年1月10日付けで、厚生年金保険加入に伴い、国民年金被保険者資格（強制）を喪失していることが確認できることから、申立期間当時、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人の義姉が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和36年4月から同年9月までの期間については、厚生年金保険加入期間であり、国民年金の被保険者とはなり得ない期間であることから、当該期間の納付記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年6月まで
② 昭和42年4月から44年3月まで

夫の国民年金保険料と一緒にA市区町村の集金人に納付していた。申立期間について、夫の記録は納付済みとなっているにもかかわらず私の記録は未納とされており、納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、3か月と短期間であるとともに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が同居していた申立人の義妹の記号番号を挟んで連番で付番されていることから、A市区町村が当時、申立人及びその夫と一緒に取り扱っていたことがうかがえるところ、一緒に納付したとする申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、昭和38年に引越しをしたとしているものの、引越し後も申立人及びその夫は保険料を納付しており、当該期間前と当該期間において、申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が当該期間のみ納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間②については、申立人はA市区町村の集金人に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の検認記録欄に検認印は無く、一緒に納付したとする申立人の夫の当該期間の保険料は、昭和49年12月に特例納付したことが確認できることから、申立人の夫も当該期間当時未納であったと考えられる。

また、申立人及びその夫は、特例納付に係る納付手続、納付方法等についての記憶は曖昧である上、申立人の夫が特例納付した昭和49年12

月ころ、申立人は厚生年金保険に加入し、国民年金の被保険者で無かったことなど、特例納付により当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月10日に訂正し、A事業所C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年1月10日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から同年1月19日まで

私は、A事業所へ入社以来退職までの期間において継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）から送られてきた「ねんきん特別便」に記載された年金加入期間を確認したところ、昭和45年1月1日から同年1月19日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が中断していることが判明した。継続して勤務していたことに間違いがないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間の前後を通じてA事業所に継続して勤務し、昭和45年1月10日付けでA事業所B支店からA事業所C支店に異動したことが確認できる。

また、A事業所企業年金基金は、「当社においては、昭和53年5月までの期間においては厚生年金保険の手続に係る事務を当社各支店単位で行っており、申立人については、当社B支店及び当社C支店が社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得に係る日付を誤って届け出たものと考えられる。当社では、転勤時における厚生年金保険被保険者資格の得喪日は転勤辞令日としているため、今回の申立てに係る資格の得喪日は、転勤辞令日に該当する昭和45年1月10日が正しい。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事業所B支店において昭和45年1月10日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日に、A事業所

C支店において資格を取得したものと認められる。

徳島厚生年金 事案410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店（現在は、A事業所C支店）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月1日まで
私は、昭和46年3月10日にA事業所に入社し、途中で退職することなく、52年9月30日までの期間において継続して勤務した。

申立期間について、同事業所発行の要員手帳に記載されているとおり、A事業所B支店で勤務しているのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所発行の要員手帳、雇用保険の被保険者記録及びA事業所C支店への照会結果から判断すると、申立人は昭和46年3月10日から52年9月30日までの期間において同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A事業所発行の要員手帳に「48.10.1、Dセンター勤務を命ずる。E支店」、「48.10.8、同社B支店勤務を命ずる。Dセンター」との記載が確認できるものの、当該記載内容において、同事業所B支店への異動に係る記載の後に、同事業所Dセンターへの異動に係る記載がさかのぼって追記されたことがうかがえる上、申立人は、申立期間当時、同事業所Dセンターを経由することなく同事業所B支店に勤務したと供述しているところ、当該手帳から、申立人は、申立期間以外において

も同事業所Dセンターに勤務しており、当該期間については同事業所Dセンターにおける取扱機械運転整備時間等に係る記録の記載が確認できるものの、昭和48年10月1日から同年10月7日までの期間については、当該記載が確認できないことなどから判断すると、申立人の同事業所B支店への異動日は48年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B支店に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和48年11月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管する「厚生年金保険資格得喪に関する綴り」から、申立人が昭和48年11月1日にA事業所B支店において厚生年金保険被保険者の資格を取得している旨記録されている上、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和48年1月から同年7月までの期間については3万9,000円、同年8月及び同年9月については4万5,000円、49年1月から3月までの期間については5万2,000円、同年6月については5万6,000円、同年7月については6万4,000円、同年8月及び同年9月については5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から49年11月まで

私は、昭和47年11月14日にA事業所に入社したが、申立期間当時の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除に見合う標準報酬月額と、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が異なっている。申立期間について、調査の上、年金記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、昭和48年1月から同年8月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び49年6月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する当該期間に係るA事

業所の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、48年1月から同年7月までの期間については3万9,000円、同年8月については4万5,000円、49年1月から同年3月までの期間については5万2,000円、49年6月については5万6,000円、同年7月については6万4,000円、同年8月については5万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月及び49年9月分の給料支払明細書を所持していないが、申立人が所持する48年分源泉徴収票等に記載されている申立人の給与収入額（年額）及び社会保険料控除額（年額）並びに前述の給料支払明細書などから判断すると、昭和48年9月については4万5,000円、49年9月については5万6,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、前述の昭和48年1月から同年9月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給料支払明細書等の資料で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことなどから、事業主は、前述の給料支払明細書等の資料で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち昭和47年11月及び同年12月、48年10月から同年12月までの期間、49年4月及び同年5月については、申立人の所持する当該期間に係る給料支払明細書及び48年分源泉徴収票等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和49年10月及び同年11月については、申立人は、当該期間中の同年*月*日に出産しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は同年12月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることから判断すると、42日間の出産後休暇を終了した時に退職していることが推認できるものの、申立事業所は人事台帳等の関連資料を保管しておらず、申立人の出産前休暇の始期を確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる給料支払明細書等の資料も所持していない上、申立事

業所に当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていないことなど、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除の状況等が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和47年11月及び同年12月、48年10月から同年12月までの期間、49年4月及び同年5月、同年10月及び同年11月について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成6年4月から同年10月までの期間については24万円、同年11月から8年9月までの期間については22万円、同年10月から10年12月までの期間及び11年3月から同年8月までの期間については20万円、11年9月については16万円、同年10月から12年1月までの期間、同年3月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月から13年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間については20万円、同年10月については19万円、同年11月から14年1月までの期間については20万円、同年2月については19万円、同年3月から同年5月までの期間については20万円、同年6月については18万円、同年7月については19万円、同年8月については20万円、同年9月については19万円、同年10月から同年12月までの期間については18万円、15年1月及び同年2月については19万円、同年3月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月については18万円、16年1月及び同年2月については17万円、同年3月から同年6月までの期間については18万円、同年7月及び同年8月については17万円、同年9月は18万円、同年10月及び同年11月については17万円、同年12月については16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から18年7月まで

私は、申立期間についてA事業所に勤務し、20万円から24万円の給与を支給されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額は実際の給与額より低い金額であるため、調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成10年6月から同年11月までの期間、11年3月から12年1月までの期間、同年3月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月から13年5月までの期間、同年7月から15年3月までの期間、同年5月から同年9月までの期間及び同年11月から16年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する当該期間に係るA事業所の各月の給与支払明細書等の資料において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成10年6月から同年11月までの期間及び11年3月から同年8月までの期間については20万円、同年9月については16万円、同年10月から12年1月までの期間、同年3月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月から13年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間については20万円、同年10月については19万円、同年11月から14年1月までの期間については20万円、同年2月については19万円、同年3月から同年5月までの期間については20万円、同年6月については18万円、同年7月については19万円、同年8月については20万円、同年9月については19万円、同年10月から同年12月までの期間については18万円、15年1月及び同年2月については19万円、同年3月、同年5月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月については18万円、16年1月及び同年2月については17万円、同年3月から同年6月までの期間については18万円、同年7月及び同年8月については17万円、同年9月については18万円、同年10月及び同年11月については17万円、同年12月については16万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、i)平成6年4月から10年5月までの期間について、申立人は、支給月は特定できないものの、11か月分の給与支払明細書を所持しており、当該明細書において厚生年金保険料1万7,400円が控除されていることが確認できること、ii)10年12月及び15年4月について、申立人は給与支払明細書を所持していないところ、A事業所は、「申立人が給与支払明細書を所持していない月についても、当時の状況から、1万7,400円の厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と供述していることなどから判断すると、平成6年4月から同年10月までの期間については24万円、同年11月から15年9月までの期間については22万円、同年10月

から10年5月までの期間及び同年12月については20万円、15年4月については18万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、前述の平成6年4月から10年12月までの期間、11年3月から12年1月までの期間、同年3月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月から13年5月までの期間、同年7月から15年9月までの期間及び同年11月から16年12月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与支払明細書等の資料及び事業主の供述により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与支払明細書等の資料で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、給与支払明細書に記載されている基本給以外の各種手当金については、A事業所及び同事業所の社会保険関係の事務を担当していたとするB会計事務所の供述並びに同事業所における申立人の源泉徴収簿の検証結果から判断すると、申立事業所における人件費には計上されておらず、申立期間当時、申立事業所の代表取締役が個人的に負担しており、従業員に臨時に支給されていたものであるとうかがえ、申立人の報酬月額は基本給のみであると推認できる。

一方、申立期間のうち、i)平成11年1月及び同年2月、12年2月、同年9月、同年11月については、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていない上、A事業所は、「申立人が所持する給与支払明細書において、厚生年金保険料の控除額が確認できない月については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除しておらず、後日、申立人から別途徴収もしていないと考えられる。」と供述していること、ii)平成13年6月及び15年10月並びに平成17年1月から18年7月までの期間については、給与支払明細書に記載されている報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年10月まで
② 昭和60年3月から61年8月まで
③ 昭和63年1月から同年3月まで

申立期間①について、A事業所又はB事業所において、両事業所の入退社の時期に係る記憶は無いが、社会保険事務所（当時）に記録されている両事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間より長い期間において勤務していたと思う。

申立期間②について、C事業所には昭和60年3月ころに入社し、61年12月までの期間において勤務していたと記憶している。

申立期間③について、C事業所を退職した昭和61年12月から約1年を経過した後の63年1月ころにD事業所に就職し、平成元年3月までの期間において、運転手として勤務した。

すべての申立期間について、実際に勤務していた期間と厚生年金保険の被保険者記録が合致しないのは納得できないので調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA事業所又はB事業所で勤務していたと主張しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち回答が得られた4人全員が申立人を記憶していない上、申立人は同事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人が昭和41年1月23日以降も引き続いて同事業所に勤務していたことが確認

できない。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間に申立人の氏名は無い上、申立人は、昭和41年1月28日付けで健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる。

一方、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる7人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はいない上、申立人は同事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人が昭和41年11月18日より以前の期間において同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、B事業所の取締役等に照会したところ、「B事業所は既に廃業しており、当時の資料等は廃棄済みであることから詳細は分からない。」と供述しており、当該期間当時の申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、当該期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人を記憶する同僚の一人は、昭和61年4月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。ところ、当該同僚は「当時、2か月から3か月間の試用期間があった。具体的な時期は不明であるが、申立人は私より後から入社したと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間②のうち、少なくとも60年3月から61年2月までの期間について、勤務していたことが確認できない上、前述の被保険者原票及びオンライン記録から、申立期間②当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚らは申立人を記憶していないことから、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当該期間当時の事業主に文書照会したものの、回答は得られず、当該期間当時の申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認

したところ、当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立期間③のうち、少なくとも昭和63年2月29日以降、申立人がD事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、所在の確認できた被保険者16人に照会し、4人から回答が得られたところ、うち二人は「D事業所に入社してから数か月間は厚生年金保険に加入していなかった。」としており、そのうちの一人は「当該期間当時、申立事業所において雇用された者は全員試用期間があったと思う。」と供述している上、申立事業所の現在の事務担当者は、「当該期間当時の資料は保管しておらず、当時の事務担当者も退職していることから詳細は分からないが、当時は、雇用した者について試用期間を設けていたようだ。」と供述しているところ、前述の同僚らについて、前述の被保険者原票及びオンライン記録から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期とそれぞれが供述する勤務開始時期が異なることなどから判断すると、当該期間当時、事業主は、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の回答が得られた4人のうち、残りの二人からも申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したところ、当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月21日から同年12月まで
申立期間については、公共職業安定所を通じてA事業所に正社員として入社し、機械部品加工業務に従事していた。
社会保険庁（当時）の記録によると、申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間が1か月間しか確認できないが、実際には約1年間勤務していたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる14人は、「申立人のことを知らない。」と供述していることから、申立人が、申立期間について、申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、申立人と同様に公共職業安定所を通じて申立事業所に入社したと供述している同僚一人は、当該被保険者名簿から、昭和31年1月に厚生年金保険被保険者の資格を取得した後、申立人と同じ同年2月21日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和29年8月28日から32年1月16日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中で、申立人の氏名等が確認できるのは、オンライン記録に収録されている期間と同様、31年1月5日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年2月21日付けで同資格を喪失している記録のみであり、そのほかに申立人の氏名等はない上、申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

加えて、事業所原簿において、A事業所は、昭和47年9月1日に厚生年

金保険の適用事業所に該当しなくなっており、人事記録及び給与台帳等を確認することができず、当時の事業主は死亡している上、同僚から事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等が確認できる具体的な供述を得ることができず、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。